

質問		回答
1. 埋蔵文化財包蔵地（調査済み）と記載ありますが、今回計画案件において、再度届出等必要になる業務はありますでしょうか。ご教示願います。	仕 様 書 1- 2	工事着手前に横浜市が県に埋蔵文化財発掘の通知を行います。その際、仮設校舎の図面を添付しますので、仮設校舎の配置図、平面図等を提出していただきます。
2. 埋蔵文化財包蔵地において、今回計画する建物の申請上及び建築上、埋蔵文化財地域の規制を受けることなく、支障なく申請及び建築が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	仕 様 書 1- 2	そのとおりです。
3. 都市計画道路の計画がありますが、仮に首都高速道路（株）との協議により、受注者の責ではない要望（例えば配置変更等）で納期に支障が出た場合の工期変更についてはお認め頂けますでしょうか。	仕 様 書 1- 2	受注者の責めに帰さない理由で工期に変更が生ずる恐れがある場合は、対応を別途協議します。
4. 契約において、長期継続契約となりますが、原則的に中途解約はないものと考えてよろしいでしょうか。また受注者の責によらない理由により、中途解約が発生する事になった場合は、その時点で契約金額のうち未清算金額を一括清算出来ると解釈してよろしいでしょうか。	発 注 情 報 詳 細 等	中途解約等については、本市賃貸借契約約款（令和2年4月）に基づき対応します。

<p>5. 本事業は解体費込みの事業となっておりますが、賃貸借期間満了時の物価上昇に伴う解体費の増額等は協議して頂けますでしょうか。</p>	<p>仕様書 1-3</p>	<p>協議は行いません。</p>
<p>6. 本事業は設計施工の一括発注での事業となっておりますが、落札後から施工日までの間に、社会情勢等に伴う大幅な物価上昇があった場合、物価上昇に伴う賃貸借料の増額をご協議頂けますでしょうか。</p>	<p>仕様書 1-1</p>	<p>協議は行いません。</p>
<p>7. 基礎工事においては、杭は極力使用しないものとし、地盤改良等で対応することと記載ありますが、地盤改良が発生した場合の費用も受注者が見込む必要があるのでしょうか。</p>	<p>仕様書 1-8</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>8. 地質調査資料の有無について、有と記載ありますが、入札図書書類に添付がございません。地質調査資料をご提供頂けますでしょうか。</p>	<p>仕様書 2-3</p>	<p>地盤調査報告書を提供します。</p>
<p>9. 地中埋設物の処理について、受注者の責任において処分と記載ありますが、予期せぬ地中埋設物の撤去も受注者負担となるのでしょうか</p>	<p>仕様書 2-6</p>	<p>仮設校舎設置に支障となる給排水管の撤去、切り回しは受注者の責任において対応していただきますが、これ以外で仮設校舎設置に支障となる地中埋設物の処分等の対応については、別途協議します。</p>

<p>10. 受水槽の設置について、有と記載ありますが、何トンの受水槽を想定されており、設置場所はどこを想定されていますでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>仕様書 2-6</p>	<p>既存同等の30トンを想定しています。場所は給食室棟東側を想定しています。</p>
<p>11. 一般共通事項において、原則「公共建築工事標準仕様書」によるとありますが、仮設材（リース部材）を除く材料についてはこの仕様を遵守する必要があるという認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 2</p>	<p>仮設校舎のすべての材料について、仕様書が原則、適用されますが、公共建築工事標準仕様書の適用範囲については、別途協議して決定します。</p>
<p>12. 外部建具について、延焼ラインが発生した場合の措置について、防火設備を有する外壁、サッシが求められると思われま。防火サッシについて、ガラスを網入りに交換する対応は不可と考えて、現行法に基づき認定番号を取得している防火設備が必要であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 3 (10)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>13. 内部建具について、仕様書はアルミ製建具、図面2仕上げ表には木製建具とあります。どちらが正でしょうか。</p>	<p>特記仕様書 3 (11)</p>	<p>仕様書が正です。</p>
<p>14. 備品については、新品ですか？リース品（中古品）対応可能ですか？ ご教示願います</p>	<p>特記仕様書 3 (15)</p>	<p>原則、新品です。</p>

<p>15. 給食室に整備する厨房機器について、リストを見ると、新設と移設に○がある項目が見受けられます。厨房機器類については、基本移設と考えて間違いはないでしょうか。</p>	<p>図面 14</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>16. 横浜市福祉まちづくり条例の整備基準に適合とありますが、仮設建物ではあるが、対象となる全ての項目を適合させるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>特記 仕様書 3 (17)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>17. 地盤改良をした場合、将来解体時に地盤改良した部分については、全て受注者にて撤去、処分する必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 1- 8</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>18. 受変電設備について、仮設キュービクル式となっておりますが、東電との協議はすでに済んでおり、仮設用電源として、引込が可能であると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>特記 仕様書 4 (2)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>19. 既存体育館及び既存プールは既存利用する計画と思われませんが、この2棟に電源供給するための切り回し工事は、仮設校舎建設時に設置した仮設キュービクルから電源を送ることとし、受注者の費用負担で実施する必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>図面 1</p>	<p>そのとおりです。</p>

<p>20. 室外機について1階については、ガード付きとフェンスの両方が必要になるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 7 (1)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>21. ガス設備において、特記仕様書 P10 の (4) のその他諸室の中に、原則都市ガスとあります。8 ガス設備工事にはプロパンガスとあります。どちらが正でしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 8</p>	<p>原則都市ガスが正です。</p>
<p>22. 工事中の安全対策について、責任者を常駐させるとありますが、監理技術者の常駐が必要であると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 15</p>	<p>監理技術者の常駐は必要ありません。</p>
<p>23. 今回、工事現場に面する諸室の外部サッシについては、防音二重サッシとありますが、図面5の矩計図にはシングル窓サッシとなっております。仮設校舎の二重サッシ部分はどこを想定されているのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 18 (1)</p>	<p>普通教室、図書室、個別支援教室、保健室、音楽室（準備室含む）、多目的室集会発表、教育相談室の外壁部分のサッシです。</p>
<p>24. 図面1にグラウンド地上に構造物を建造する際は首都高速道路（株）と要調整とありますが、この計画に際して、事前に首都高速道路（株）との協議は済んでいるのでしょうか。受注者にとって非常に大きなリスクであると考えているため、協議済であれば、事前に打ち合わせ議事録の開示をお願い致します。</p>	<p>図面 1</p>	<p>建築制限、荷重制限内により計画、実施設計にて近接協議を行う必要があります。（【手引き】横浜環状北線建築申請に伴う制限荷重に対する照査手引き（2022.4）による）</p>

<p>25. 屋根材について、仕様書に二重折板とありますが、矩計図ではシングル折板となっております。仕様書が正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書別表2</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>26 仕上表と矩計図で内容が違う部分が見受けられます。仕上表が正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>図面2.5</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>27. 今回の仮設建物建設における敷地については、全体敷地での増築計画となりますでしょうか。それとも、敷地分割をして、新設計画となりますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>図面1</p>	<p>敷地全体の計画となります。</p>
<p>28. 仮設校舎及び給食室について、申請は1棟で申請する計画でしょうか。</p>	<p>図面1</p>	<p>法令上の申請は受託者が行うものですが、1棟と考えます。</p>
<p>29. 測定対象室及び個所数について、各教室とは普通教室のみならず、ほかの居室も全てという理解でよろしいでしょうか。また、箇所数について、1室あたり、4箇所実施するということでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>室内空気中の化学物質特記仕様書</p>	<p>ほかの居室もすべてとなります。また、箇所数に関しては、横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル（H27.7）によります。</p>
<p>30. 今回の仮設建物について、モジュールはメーカー仕様で可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>一般事項</p>	<p>そのとおりです。</p>

<p>31. モジュール以外は原則、仕様書内容に記載ある仕様、内容は遵守する必要があり、メーカー仕様は不可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>一般事項</p>	<p>仮設校舎の仕様は、仕様書が原則適用されますが、公共建築工事標準仕様書の適用範囲については、別途協議して決定します。</p>
<p>32. 仮設渡り廊下に照明器具は必要でしょうか。</p>	<p>図面1</p>	<p>必要です。</p>
<p>33. 建築物の高さ制限が10mとあります。矩計図を見ると10mを超えています。高さ制限は仮設建物ということで緩和して頂けるのでしょうか。</p>	<p>図面1</p>	<p>仮設建築物の許可により緩和となります。</p>
<p>34. 各居室の天井高さは2700以上必要であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書別表3</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>35. 図面2の開口部において、普通教室、個別支援室、図書室、特別教室、多目的室、音楽準備室、保健室は本校舎新設工事並びに既存校舎解体時において、工事現場に面する諸室ではなくても二重サッシが必須であると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>図面2</p>	<p>普通教室、図書室、個別支援教室、保健室、音楽室（準備室含む）、多目的室集会発表、教育相談室の外壁部分のサッシが2重サッシとなります。</p>